

1. 12月8日 有機農業推進法が成立！

有機農業推進法は12月5日の参議院農林水産委員会で可決され、翌6日の参議院本会議で全会一致で可決、衆議院に送られて、7日の衆議院農林水産委員会で可決、8日の衆議院本会議において全会一致で可決し、法律として成立しました。今週中には閣議で公布日が決まる予定で、おそらく15日頃に公布され、同日に施行となる見通しです。

35年前に少数派の社会運動としてスタートした日本の有機農業が、その理念を前向きに位置付けた法律として制度化されたということです。過去を振り返れば夢のようなことです。

本法律を準備し、成立までご尽力いただいた有機農業推進議員連盟（会長：谷津義男衆議院議員、事務局長：ツルネマルティ参議院議員）の先生方に心から感謝したいと思います。

2. 有機農業推進「基本方針」の策定へ

推進法が成立した次の課題は、国としての有機農業推進「基本方針」の策定です。法では「基本方針」は食料・農業・農村政策審議会に諮ったうえで農水大臣が定めると言うことになっています。審議会では生産分科会が、臨時委員を増員して審議に当たるとのことです。

法15条には「有機農業推進政策の構築や運営にあたっては有機農業者等の意見をよく聞き、それを施策に反映させる」と定められています。この規定が「基本方針」策定作業にあたっては十分生かされていくことが重要です。全有協としては、この点について農水省に申し入れ、農水省との話し合いを進めているところです。

今後のタイムスケジュールとしては、審議会での審議は1月には開始され、2月には一応のまとめを終えて、その内容をパブリックコメントにかけ、年度内には「基本方針」を策定するというものとなります。

3. 来年度には都道府県の

「推進計画」の策定へ

国の「基本方針」が策定されると続いて都道府県の「有機農業推進計画」づくりが始まることになります。法律では推進計画は「定めるよう努めなければならない」という規定になっています。したがって各都道府県が「推進計画」を定めるように、そしてより良い計画内容にしていくための取り組み、運動が必要になってきます。

都道府県毎での有機農業者、有機農業を支持する消費者によるネットワークづくりを急がねばなりません。そのための地域での話し合いを開始して欲しいと思います。

4. 有機農業推進に合わせた政策修正を

これまで有機農業は農政から疎外され続けてきました。そのため有機農業推進法の趣旨とは合致しない政策が多く存在しています。そこで推進法が成立したことを踏まえて国や自治体の政策を総点検し、有機農業推進に合致するような政策修正を強く求めていくことが必要です。

この点での当面の最大の課題は、国がいま進めようとしている「農政改革」が有機農業を事実上排除している点の是正です。全有協としてはこの問題について次の4点の是正を国に申し入れています。

- ①有機農業者がエコファーマー認定を受けにくい現状を是正すべきである
- ②品目横断的経営安定対策において有機農業者が政策対象になりにくい現状については是正すべきである
- ③農地・水・環境保全向上対策において有機農業者が政策対象になりにくい現状については是正すべきである
- ④有機農業の技術開発、有機農業の普及、有機農業の研修等について民間と連携し、課題の明確化、プログラムと体制の確立を図るべきである

有機農業推進法成立に寄せて ～ 各地からのメッセージ ① ～

しょうじ むかう
●小路健男さん（無向有の郷農園・北海道有機農業協同組合組合長／北海道）

有機農業に取り組んでいる者として、国の施策に位置づけられたことは非常に画期的なこととして歓迎している。今後、理念法としての位置づけでなく、農業政策の進むべく方向性に相応しい具体的施策として、実行性があり、地域に浸透していくような計画づくりをきっちりしていただきたいと願っている。

反面、最も不安を感じている点はJAS法との整合性について。有機農業者がどのように定義されるかということが、非常に気かりである。有機農業に関わる人たちに混乱をきたさないような形にしていきたいと思う。

これからの農業の未来を示すものとして、有機農業に光をあてられるよう自分も努力していきたい。

●志藤正一さん（庄内協同ファーム代表／山形県）

有機農業推進法が成立したことを、心から喜びたい。とかく非効率的とか、病気や害虫の発生源になるなどと、周辺の農家や普及機関などからも冷たい目で見られてきた有機農業者や減農薬で努力を続けてきた人たちが、ようやく大手を振って農業技術の向上や環境の向上に取り組むことが出来ると思うと、大きな感慨がある。

しかし現実には、日本の農業全体が雪崩を打って有機農業の方向に行くかといえば、私たちの経験からもそうはならないだろうと見ている。国や自治体が実のある推進のための基本方針を策定するように、私たちも積極的に提案し、また監視をしていかなければならないと思う。

●山岸 勝さん（NPO魚沼ゆき代表／新潟県）

まずは、こうした法律が超党派の議員提案により「成立」したことを、素直に喜びたい。ただ、推進法の類がどれほど実効性を伴うのか、それこそこれからの展開によるものと思う。

現場の有機農家は、キャリアが長い方ほど、地域内で長期間にわたり浮いた存在であることを余儀なくされてきた。今でこそ、有機JAS制度・環境保全・循環型社会推進と、特に国の段階ではハンドルを確かに切り換えた「印象」がある。しかし、県・市町村・集落と、現場へと近づくにつれ、大部分の地域ではほとんど変わっていない現状がある。

また、切り換えが行われている一方で、来年度から開始する戦後農政の大改革と称した大規模化・効率化を謳う品目横断という国の政策が、一般農家にとっては道標として周知されている現実がある。

以上のように、「現場」が改善の方向にシフトしていくのは、なかなか容易ではない。私たち魚沼地域にあっては「優遇」されているが故に、変化を望まない傾向がとりわけ強い。しかし、イイも悪いも常に注目されてきた

この「魚沼の地」からこそ、この法案成立を機に、点であった有機栽培を栽培者・栽培面積とも面的に拡大したい!! また、そうする責任があると考えている。

●鈴木克法さん（さんぶ野菜ネットワーク／千葉県）

農業専門学校を昨年卒業して就農したばかり。一町二反の畑はすべて有機栽培で、じいちゃん、ばあちゃんと一緒に、にんじんやさといも、葉物などを栽培している。

農業をはじめたばかりなので、正直に言って法律についてはよくわからない。でも、国が有機農業を認めてくれたことがうれしい。

自分の周囲は有機農業者ばかりなので特別なことは感じていなかったが、専門学校の仲間はみんな慣行栽培で農業に取り組んでいる。そんな日本でこれを機に有機農業がもっと広がっていき、取り組む若者がふえるといいなと思っている。

●井村辰二郎さん（金沢農業代表／石川県）

有機農業推進法が成立したことは、理屈抜きにうれしい。この喜びを皆さんと分かち合いたいと感じている。

有機農家がふえて有機農業が市民権を得て、有機農業が広がっていくのはすばらしいことだと思う。日頃から有機農産物には絶対的な価値が認められるべきだと思っているが、価格的に納得できるものが市場にたくさん出てくるようになれば、有機農産物が当たり前ものになっていくだろう。今までは有機農業への思い入れに突き動かされ、自分が好きなようにやってきたが、これからはそれだけでは成り立たなくなるかもしれないということだ。私もコスト面でさらに努力を重ね、技術面を磨いていかなければと、新たに決意をした。身のひきしまる思いだ。

●近藤一海さん（ながさき南部生産組合代表理事・全国産直産地リーダー協議会代表／長崎県）

政策の中に有機農業が明確に位置づけられたことは、非常に画期的であると感じた。これまでの法律においては法の理念に添わない運用をされている例が多く見受けられたが、今回の法律がそうならないことを期待したい。

各県の計画策定については、理念を理解したうえで前向きに環境と農業を考えていくような具体案づくりに、早急に着手していただきたい。また、今まで有機農業に取り組み発展させてきた農家への支援についても、あわせて考えていただきたいと思う。

現場の悩みの一つに、「有機農業に取り組みたい」と希望しながら技術が伴わない農家の存在がある。ぜひ、国・県レベルで技術の研究を進めていただき、技術を求めている農家にきちんと伝わるしくみができることを願っている。

※次号でも各地からのメッセージをお伝えします。